

# 広報 環整連

題字は斎藤邦吉先生書

**発行所**  
 昭和48年3月14日  
 厚生省環第171号認可  
**全国環境整備事業協同組合連合会**  
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-9-1  
 竹一ビル4階  
 TEL (03) 3272-9939  
 FAX (03) 3272-9938

**環境整備事業関係広報紙**  
**【12月号】**  
 本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。  
 会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

## 全国環整連 一 廃処理計画に基づく適正業務を確立 青森県で第44回全国大会を挙行

全国環境整備事業協同組合連合会(玉川福和会長)は10月15・16日、青森市のホテル青森で第44回全国大会を開催した。15日に大会式典、基調講演、パネルディスカッション、懇親会、16日に方針・本会議を開き、パネルディスカッションでは一般廃棄物処理計画策定と同計画に基づいた区域割り、適正業務、適正料金の重要性について議論を深めた。大会初日は全国の組合員など約1000人が参加し、来賓には国・県・自治体のほか、国会からも自民党の江渡聡徳衆議院議員、立憲民主党の福山哲郎幹事長など多くの国会議員・代理秘書が出席した。また2日目の本会議では、大会成果として適正業務と適正料金の推進、不法・不当な新規許可の阻止、浄化槽の適正な維持管理の推進等を盛り込む大会スローガンおよび大会宣言を採択した。



15日の大会式典は午後一時、大会旗入場、物故者に対する黙祷、地元・青森県環境整備事業協同組合の古澤謙一会長の開会の辞で始まった。  
 主催者挨拶に立った玉川会長は、「日本は人口減少時、大会旗入場、物故者に対する黙祷、地元・青森県環境整備事業協同組合の古澤謙一会長の開会の辞で始まった。」

少という大きな課題に直面している。インフラ整備が滞り、行政サービスはどうか、政府は1日も早く解決策を国民に示さなければならぬ。一方、私たちが業界にも積み残した問題がある。今大会のテーマは料金問題。青森県内では汲み取り料金が18円当たり100円以下から200円以上ある地区が存在する。さらに本来は市町村の負担となるべき処理費用を投入料金として業者から徴収しているところもある。この問題をひもとく、法の専門家、自治体を変えた中で理論的な解決策を打ち出した

い」と挨拶した。次いで優良役員6名、優良従業員41名の表彰の後、来賓挨拶が行われた。青森県の三村申吾知事、自由民主党の江渡聡徳衆議院議員、立憲民主党の福山哲郎幹事長、環境省の名倉良雄廃棄物適正処理推進課長、青森市の小野寺晃彦市長、西目屋村の関和典村長からそれぞれ祝辞が述べられ、このうち三村知事は「日頃から一般廃棄物処理や浄化槽の清掃業務を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上に尽力されていることに感謝申し上げる。本県では、青森県基本計画未来を変える挑戦」に基づき、安心して暮らすことができる持続可能な地域づくりに取り組んでいる。特に環境分野では本県の豊かな自然を守るため、事業者の皆様や市町村、各種団体等と連携し、県民一丸となった取り組みを推進する。また今後発生する災害に備え、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理へ、青森県災害廃棄物処理計画」を策定し

**目次**

- 1面……………青森県で第44回全国大会挙行
- 2面……………方針・本会議で活動計画発表
- 3～6面……………パネルディスカッション  
「適正処理と区域割り」

引き続きご支援・ご協力を賜りたい」と代読した。式典後は、午後2時半から講演が行われた。環境省の名倉廃棄物適正処理推進課長が「廃棄物リサイクル行政の最近の動向」として、今年策定された第五次環境基本計画および第四次循環型社会形成推進基本計画の概要、災害廃棄物対策、6・19通知や10・8通知等の環境省重要通知等の重要施策や方針等について説明した。また弁護士林助市氏からは「廃棄物処理法と特許法に共通する基本理念」として、廃棄物処理法と特許法に共通する基本理念、平成16年1月15日と平成16年1月28日にあった廃棄物処理法に係る最高裁判決について説明があった。

また環境省の名倉課長は、山本昌宏環境再生・資源循環局長の祝辞を「一般廃棄物の適正処理は地域と維持管理徹底、環境配慮の環境保全、公衆衛生の確保のために厳然として不可欠なこととしている。皆様におかれども環境行政に対し、

また弁護士林助市氏からは「廃棄物処理法と特許法に共通する基本理念」として、廃棄物処理法と特許法に共通する基本理念、平成16年1月15日と平成16年1月28日にあった廃棄物処理法に係る最高裁判決について説明があった。



乾杯の発声には熊谷雄一青森県議会議長が立ち、「全国環整連のさらなる発展を祈念したい」と杯を掲げた。

### 区域明記した処理計画指導など

#### 全国環整連 「政府に対する要望決議」環境省に提出

全国環整連・執行部は11月21日、第44回全国大会で決議した「政府に対する要望決議」を環境省に提出した(写真)。  
 同日は11時半から、黒瀬副会長、古澤副会長、牧野合理化適正・下水道農集委員長、宮原浄化槽委員長が廃棄物適正処理推進課を訪問し名倉良雄課長と面談。  
 ○避難所に浄化槽の設置を義務付けること。  
 ○一般廃棄物処理計画に区域と処理主体が明らかにされていない地域が多く存在するため、適切な策定指導を徹底されたいこと。  
 ○浄化槽維持管理報告書は電子化による報告に統一化を図らねばならないこと。  
 ○合理化特別措置法に基づく



合理化計画の策定を指導徹底されたいこと。

全国大会2日目

区域割り、合理化実施に向けた体制確立へ

方針・本会議で各部会の活動計画発表

全国大会の2日目は方針・本会議が開かれ、初めに全国環整連の「合理化適正・下水道農集委員会」「浄化槽委員会」「循環資源委員会」「広報編集委員会」「青年部会」の5委員会・部会から今後の活動目的および活動計画が発表された。目的および計画は次のとおり。

▽合理化適正・下水道農集委員会

・目的 ①適正な処理体制の確保(合理化、区域割り)と不法・不当な新規許可の阻止。

・計画 ①区域割りおよび合理化協定締結に向けた現地支援 ②不当な入札を阻止 ③転換業務委託の獲得(下水道・農集維持管理・ごみ処理) ④最高裁判決を基本とした研修会の実施。

▽浄化槽委員会

・目的 ①下水道に代わる排水処理施設になるべく維持管理体制の移行、良好な水質の確保。

・計画 ①浄化槽法および関連通知の研修 ②水再生システム認証基準の再構築 ③現地での水再生実務研修会の実施 ④タブレットによる維持管理システムの確立 ⑤環境省および国交省との協議。

▽循環資源委員会

・目的 ①業務を適確に遂行するに足りる委託料を實現。

・計画 ①不当な入札・新

▽広報編集委員会

・目的 ①組合活動の広報。 ②計画 ①広報環整連の発行のホームページの更新。

▽青年部会

・目的 ①適正業務の確立と適正料金の獲得、社会的地位の確立。

・計画 ①浄化槽委員会と連携し水再生システムの実務研修会の実施 ②各委員会に所属 ③青年部研修会の実施 ④広報環整連の読み合わせ。

その後、各委員会・部会の発表を受け、玉川会長から所信表明があった。玉川会長は料金問題、合

理化問題、さらに適正業務の重要性に触れ、「かつて浄化槽は下水道のつなぎ施設という役割だったが、日本各地で人口減少が進み、将来的に下水道は運転不能になる。そのときに役所は安心して浄化槽を選択することが出来るか。私はその時のためにきちんとした仕事にシフトしようと言っている。汲み取り業務ももたない人に、合理化計画を立てて下水道の代替業務を任せざるを得ない。もっと言えば、浄化槽の維持管理すらできていないのは、そちらにシフトすることはできない」と強調。続けて「しかし、我々にも復活のチャンスはある。PFIで浄化槽を設置し、維持管理していく。県内業者で団結すれば施工も全部できる。PFIの事業主体に我々がないと、その地域の維持管理も新しい方法を導入する必要があるのである。タブレットを使って維持管理業務を行えば、水質データも掌握できる。そして

この後は2日間の大会成果として、政府に対する要望決議、大会スローガン、大会宣言を採択。要望決議には「避難所への浄化槽設置義務付け」「一般廃棄物処理計画の策定の指導徹底」「浄化槽維持管理記録票の電子化による経時的な管理および一元管理の統一化」「合理化事業計画の策定に係る指導徹底」の4項目を盛り込んだ。

次いで全国大会の次期開催地を東京都とすることが発表され、大会旗の継承が行われた。

その後、万歳三唱の後、黒瀬栄治副会長による閉会の辞で、全2日間の日程を終えた。



大会スローガン

- 一、一般廃棄物処理計画に定めた地区に基づき適正業務を推進する。
- 一、平成26年10月8日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知で「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることが定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求め基準であること」と示されたとおり適正料金を推進する。
- 一、「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業者は、その取消しを求める原告適格を有する」とあることから不法・不当な新規許可を阻止する。
- 一、電子化による報告により浄化槽の適正な維持管理を推進する。

大会宣言

平成26年1月28日最高裁判決で「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」と明確に示された。一般廃棄物は市町村の固有事務である。市町村自ら実施できない場合に一般廃棄物処理を業者に許可を与えて「一般廃棄物処理計画」に基づき適正に処理させるという統括的な処理責任を負わせている。許可を受けた業者は市町村が策定した「一般廃棄物処理計画」に従い、付された処理担当区域において責任を持って適正に業務を遂行する義務を負っている。我々は、平成26年10月8日に発出された環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知を一致団結して推進することをここに宣言する。

政府に対する要望決議

- 一、東日本大震災では、下水道の管路施設は壊滅的な被害を受けた。避難所の被災者は仮設トイレを使用することになり、特に女性や高齢者はトイレの使用を避け健康被害をもたらすことになった。今後、南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、ライフライン確保の観点から避難所には浄化槽の設置を義務づけられたい。
- 一、一般廃棄物は市町村の固有事務であり、一般廃棄物処理計画を策定する義務が課せられている。その処理計画には、廃棄物の種類別に区域と処理主体が明らかにされていない地域が多く存在し、不十分と言わざるを得ない。一般廃棄物処理計画の策定を指導徹底されたい。
- 一、浄化槽の維持管理は、電子化による経時的な管理や一元管理、連携した維持管理が必要であると通知等で示されているが、紙ベースで報告された記録票を役所が確認することはありえず、浄化槽に対する期待が高まっている現在、電子化による報告の統一化を図られたい。
- 一、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法で、合理化事業計画の策定が義務化されているにもかかわらず、合理化事業計画が策定されていないことは、制度実施主体となる自治体にとって極めて重大であることから指導徹底されたい。



全国環境整備事業協同組合連合会

会長 玉川 福和

昨日のパネルディスカッションを通して思ったことは、この地球上には様々な差別が存在しますが、業種差別は遠い過去のことかかと私は思っていました。我々業者は許可の要件で不当な差別を受けている実態があります。同じ県なのに汲取り料金に100円から200円の差がある。この実態はいったい何なのでしょう。業種差別は業者の努力で私は無くなると思う。それは適正な業務をすることに尽きます。

私たちは法規制の枠で囲まれています。だから法律をよく理解するために、いつも委員会や法律の論議をしているわけです。我々が下水道の普及により、やがて消えていく業界と認定されたのが、合理化特別措置法が成立した昭和50年。近い将来、汲み取り業者は日本からなくなることを前提に成立したのが合理化特別措置法だった。

しかし、汲取り世帯が全て無くなるのには若干の時間はかかるだろう。それまでに業務を振り出されては困るから、合特法の特別措置で、生かして使おう、殺さずに使おう、というのが合特法の本当の考え方だった。だから「最後の一軒が下水道に接続される直前まで」このし尿処理は必要だと書いてある訳です。

合理化の交渉に入るにはいくつかの条件がある。まず地区割りができていないと、合理化計画を立てられない仕組みになっていない。業務の減少量に対して補てんするにしても、地区を定めないと分母

所信表明

その地域の維持管理も新しい方法を導入する必要がある。タブレットを使って維持管理業務を行えば、水質データも掌握でき、水質悪化も事前に対処できる。そして全員で次のステージに進む準備に入りたいと思う。こう申し上げて、所信表明いたします。

となる数字が分からない。減少するものが明らかでなければ引き算ができない。

「責任」

地区がわからないと責任の範囲も不明確で、どこからどこまでが自分のエリアかが分からなければ仕事量の全体像も把握できない。

合特法の適用を受けるためには、まず地区を割って汲み取り料金の適正化を図る。適正業務とは区域割りをして計画収集を実施する必要がある。

かつて浄化槽は下水道のつなぎ施設という役割だったが、日本各地で人口減少が進み、将来的に下水道は運転不能になる地域が発生する。そのときに役所は安心して浄化槽を選択することが出来るか。私はその時のためにきちんとした仕事にシフトしようと言っている。

要は汲み取り業務もまともにできない人に、合理化計画を立てて下水道の代替業務を任せざるはずがない。もっと言えば、浄化槽の維持管理すらできていないのでは、次の時代にシフトすることはできない。

今後、我々には地域社会に恩返しする義務がある。PFIで浄化槽を設置し、維持管理していく。県内業者で団結すれば施工も全部できる。

PFIの事業主体に我々がなれば、その地域の維持管理も新しい方法を導入する必要がある。タブレットを使って維持管理業務を行えば、水質データも掌握でき、水質悪化も事前に対処できる。

そして全員で次のステージに進む準備に入りたいと思う。こう申し上げて、所信表明いたします。

パネルディスカッション

一般廃棄物処理業は自由競争を行わせる事業ではない

～ 適正処理と区域割り ～

- 【パネリスト】
  - 青森県議会 議員 越前 陽悦 氏
  - 青森県環境生活部環境政策課 課長 澤田 靖 氏
  - 青森市環境部 参事 若佐谷 昭人 氏
  - 弁護士 林 勘市 氏
  - 全国環整連 循環資源委員長 関根 信 氏
  - 地元業者 有限会社津軽清掃 角田 憲亮 氏
- 【司会】
  - 全国環整連 合理化適正・下水道農集委員長 牧野 好晃 氏
  - 全国環整連 浄化槽委員長 宮原 靖明 氏
- 【まとめ】
  - 全国環整連 会長 玉川 福和 氏

全国環整連の第44回全国大会では、講演後にパネルディスカッションを開いた。廃棄物処理法で義務付けられる一般廃棄物処理計画と、同計画策定に当たり必要となる区域割りの重要性、

また青森県内の一廃処理業を取り巻く課題等について確認した上で、公正取引委員会からの指摘事項を踏まえながら適正業務、適正料金のあり方について議論を深めた。

牧野 本日はお手元の資料を基に、行政、議員、地元の方から青森県の実態について説明いただき、初めに澤田課長から青森県の汚水処理施設の整備状況などを説明いただきければ。

澤田 汚水処理施設の整備は、快適な生活環境の確保、公共用水域の保全のために必要不可欠なもの。整備状況は汚水処理人口普及率で表すことができるが、平成28年度末で全国平均90.4%に対し、青森県は78.1%だった。全国と比較して低いが、これを解消するために平成28年7月に青森県汚水処理施設整備構想の第4次構想を策定し、汚水処理人口普及率を2025年までに88%、2035年までに96.2%に引き上げる目標を掲げた。



青森県環境部 澤田 靖 氏

ついでお避け所では願っているところ。牧野 青森県は今年3月、災害廃棄物処理計画もつ確実な実施が、生活環境の確保、公衆衛生の向上に大変重要と考える。また青森県環境整備事業協同組合と県の間で、平成16年12月に災害協定を締結した。これは被災市町村から県を通じ、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬の依頼があった場合に発動するもので、一定の期間、無償で貴組合に実施していただく内容となっており、懸念でもある。これが浄化槽であれば、電時であっても便槽の役割を果たし、トイレとして使用ができる。浄化

牧野 先ほどの講演でも触れられたとおり、一般廃棄物の処理に当たっては一般廃棄物処理計画の策定が非常に重要と言える。県内の策定状況についてもご説明いただきました。澤田 一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法で策定が義務付けられている。そして計画には、一般廃棄物処理に関する基本的事項について、10～15年のスパンで策定する一般廃棄物処理基本計画と、同計画の実施に必要な各年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画の2種類がある。本県では残念ながら一部未策定の計画を策定した。本日の資料には、計画の第7章、避難所ごみ、し尿処理に関する項目を添付している。災害が発生した場合、

災害に備え、避難所で浄化槽活用を

牧野 災害廃棄物処理計画を策定し、青森県は今後起こり得る災害に備えていく。そして業界とも連携する。このような流れかと思う。では越前議員に災害時の避難所トイレについてお考えをいただきたい。

越前 避難所のトイレが公共下水道だった場合、災害によって停電、管の破裂等が発生するとトイレの使用ができなくなる。また大規模災害時には仮設トイレが必要になると想定されており、その際



青森県議会 越前 陽悦 氏

若佐谷 本市は豊かな自然に恵まれ、森林は水の供給源で、陸奥湾は水産資源の宝庫である。また陸奥湾は開閉部が狭く閉鎖性の高い水域で、汚濁が広がるとその回復には長い年月と多額の投資が必要。沿岸各市町村からの生活排水の多くは、本市から排出されていることから、本市の役割が大きいと認識している。そこで平成23年度に青



全国環整連 宮原 靖明 氏



全国環整連 牧野 好晃 氏

司会を勤めた宮原靖明氏(左)、牧野好晃氏(右)

処理基本計画を策定し、自然を守り、親しみ、安心・安全の暮らしやすい町に向け、良好な自然を次世代に引き継ぐため、下水道や農集排について、市民ニーズ、地域特性などに応じた整備を進めている。また整備予定のない地域は、住宅への浄化槽設置に対する助成により、設置を促進している。

本市の汚水処理の状況は、公共下水道認可区域を基本とし、農集振興地域では農集排施設による処理、その他の地域では浄化槽による処理を促進している。また本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業務は、農業集落排水汚泥を含め、全て一般廃棄物収集運搬許可業者が実施している。許可業者数は青森地区ではし尿収集運搬許可業者が3社、浄化槽汚泥収集運搬許可業者が10社と、延べ13社。浪岡地区ではし尿2社、浄化槽が12社、延べ14社で、市内全域で延べ27社となっている。

収集されたし尿・浄化槽汚泥は、全て青森地域広域事務組合が運営するあおひらクリーンセンターにおいて処理した後、青森市清掃工場において脱水汚泥の焼却・処理をしている。また中間処理後は焼却灰を青森市最終処

4600キログラム、率にして12%増加しており、全体では約300キログラム、0.6%減少している。

また先ほどの一般廃棄物処理計画は本市も策定している。

牧野 ここで地元業者の角田さんからも、青森県の実態について説明いただいた。

角田 資料にあるとおり、青森県には40市町村あり、そのうち4町村で地区割がされている。実情は1町村にそれぞれ1社というところだが、残りの36市町村は区域割りがない。

ない状況。

料金に関しては、青森県は広域処理がほとんどで、その管轄区ごとに料金設定がなされている。高いところは1立方メートルあたり11・66円、安いところは5・9円と、約2倍の開きがある。さらに投入料金の有無もばらばらで、資料には投入料金を差し引いた「実質料金」を記さず、そのままの投入料金を示している。料金が安ければ、投入料金を徴収されることもあり、実質料金は18立方メートルあたり100円を切ることもある。



青森市 若佐 若佐谷昭人氏

4600キログラム、率にして12%増加しており、全体では約300キログラム、0.6%減少している。

また先ほどの一般廃棄物処理計画は本市も策定している。

牧野 ここで地元業者の角田さんからも、青森県の実態について説明いただいた。

角田 資料にあるとおり、青森県には40市町村あり、そのうち4町村で地区割がされている。実情は1町村にそれぞれ1社というところだが、残りの36市町村は区域割りがない。

廃棄物処理法

◇第6条（一般廃棄物処理計画）

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

◇第6条の2（市町村の処理等）

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

表1

自治体に一般廃棄物処理計画策定義務

牧野 ここで一般廃棄物処理計画について確認したい。廃棄物処理法では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と定められている（表1）。

収集運搬に関しては、市町村が自ら実施する直営、委託、許可、排出者自ら運搬、の計4種類がある。ここで全国環境連環資源委員会の関係委員長から、処理計画の策定義務について、環境省の通知も踏まえてどうあるべきかご意見いただきたい。

委員会の担当は固形ごみだが、私も自身の会社では液状も手がけている。先ほどの講演のとおり、私も廃棄物処理法と関連する通知を説き解く力がなければ、なかなか行政の方に理解いただきながら自分たちの責任範囲を全うすることができず、日々苦勞している。



全国環境連環 関根信氏

委託と許可のうち、許可によって業務を行う場合の区域の考え方が、これは本来は行政が行うべき仕事として、民間が行うことは禁止されている。また、許可料を適正に算出する際にも支障になるのではないかと、7条許可は全域許可となる。

のが多い。同一市町村において、複数の許可業者が、区域割りのないまま入り乱れ

今後はこのことを踏まえ、費用を適正に算出する際にも支障になるのではないかと、7条許可は全域許可となる。

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ



地元業者 角田 角田憲亮氏

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ



全国環整連第44回全国大会 in 青森

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ

業 業者間での地区割りは、独禁法抵触と指摘

牧野 あくまで一般廃棄物処理計画に、廃棄物の種類、発生量も含めて明確に記載し、公表する。その計画に基づいて我々業者が業務を行う。それが一般廃棄物の適正処理とされる。

先般、公正取引委員会（以下、公取）から一般廃棄物の処理について「業者間で定めた区域の業務を委託できるように見積もりを提出していた行為は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがある」と指摘されたケースがある。

公取からは「貴見によ



### 適正な処理計画策定に

### 地区割りが必要

玉川 し尿汚泥収集運搬 地区を付すが、浄化槽で については一定の区域割 りがあるのだが、浄化槽 汚泥に関しては県内36市 町で区域割りが無い。料 金問題の根本はここにあ ると考えている。地区を 付さない、本来は十分 な処理計画が立てられな い。

に該当した場合、業者は どういう処罰を受けるの か。 林 行政が区域割りをし ないからと、業者が自発的 な対策として話し合っ て区域割りをする。あるいは 価格を相談したりする行 為が独禁法違反にあたる。 該当すれば罰則の対象と なり得る。結局、行政が ならない。

若佐谷 青森市に關して は、先ほど関根委員長が 指摘されたとおり、青森 地区ではし尿汚泥収集運 搬業者は3社で地区を分 けていて、これには行政 が関わり、料金設定も我々 が原価計算し、業者の方 にもその料金を了承して いたでいて業務を行って いる。

若佐谷 発生する汚泥総量 を適正処理するというの が本来の市町村の役割か と思う。ぜひご検討いた だければ。 さて公取の話に戻るが、 許可の料金について「各 社が独自に算定した原価 計算書に基づいた料金設 定を行政に提出すれば問 題ないが、業者同士で意 思疎通し決めていること は料金協定(カルテル) にあたる。

玉川 この件は皆が気にと ころは20年、30年と同 なる案件で、もう一度お さらしをやる。環整連と しては来年1月をめどに 事務所まで1時間程度の講 演を依頼する予定。

玉川 この件は皆が気にと ころは20年、30年と同 なる案件で、もう一度お さらしをやる。環整連と しては来年1月をめどに 事務所まで1時間程度の講 演を依頼する予定。

若佐谷 発生する汚泥総量 を適正処理するというの が本来の市町村の役割か と思う。ぜひご検討いた だければ。 さて公取の話に戻るが、 許可の料金について「各 社が独自に算定した原価 計算書に基づいた料金設 定を行政に提出すれば問 題ないが、業者同士で意 思疎通し決めていること は料金協定(カルテル) にあたる。

玉川 この件は皆が気にと ころは20年、30年と同 なる案件で、もう一度お さらしをやる。環整連と しては来年1月をめどに 事務所まで1時間程度の講 演を依頼する予定。

玉川 この件は皆が気にと ころは20年、30年と同 なる案件で、もう一度お さらしをやる。環整連と しては来年1月をめどに 事務所まで1時間程度の講 演を依頼する予定。

玉川 この件は皆が気にと ころは20年、30年と同 なる案件で、もう一度お さらしをやる。環整連と しては来年1月をめどに 事務所まで1時間程度の講 演を依頼する予定。

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

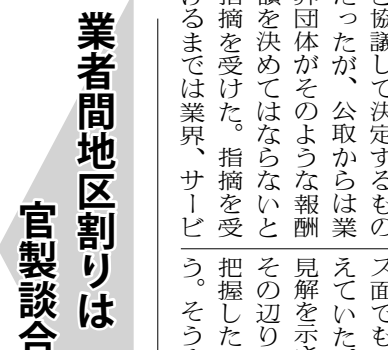
玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ

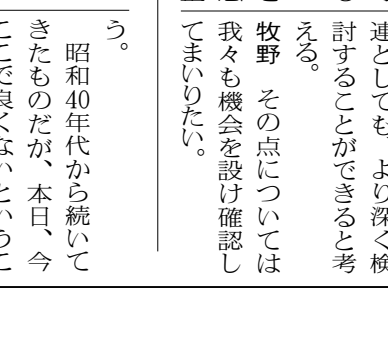
玉川 浄化槽は浄化槽法 で年1回の清掃が義務付 けられている。設置され た浄化槽の汚泥は、全量が処 理場に搬入される。その観 点において、処理場が対 応する処理能力を有して いるかどうかを問題にし ている。青森市の合併処 理浄化槽は約5000基、 単独処理浄化槽は約1万 基、合計約1万5000 基、汚泥量は年間約3万 基だ。これに現状の清掃率が 約40〜60%程度とすれ



林勘市氏



玉川福和会長



全国工

全国工

廃棄物処理法

表2

◇第7条（一般廃棄物処理業）

- 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 1 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
  - 2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
  - 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

廃棄物処理法の解説（平成24年度版）

3 明文の規定はないが、一般廃棄物の処理について市町村の責任とした本法の趣旨から、すべての廃棄物について当該市町村の区域全域を本条の許可に基づく業者に処理させることが想定していない。

また平成2年に「一般廃棄物処理業に対する指導に伴う留意事項（平成2年2月1日環境整備課長通達）」として、「一般廃棄物処理実施計画に定めるべき事項について通達」と考える。

さらに収集・運搬計画では、収集・運搬する廃棄物の量、収集区域の範囲、収集回数、収集の方法などにも言及されている。この点を私たちがよく

この処理計画はどんな内容でも計画を定めればそれでいいのと言えは、そうではない。適正な処理が可能となるような計画であることが求められている。すると区域を定めるだけで一つの業者に全域許可を与えることが適正処理となり得るのか。これは最高裁判決で示されているように、自由競争が働く分野ではないため、具体的な区域割りが必要とされている。

この通達を見ると、行政エリアから排出される一般廃棄物の排出量を、種類別に処理計画で明らかにしなさいと書いてある。そして一般廃棄物の種類別、処理の区分別に処理主体、直営なのか委託なのか、法第7条に規定する許可業者なのか、そもそも明らかにしない処理計画が成り立たない。料金の徴収の問題は2つに分けて考えられる。

**廃掃法趣旨から外れる  
投入料金徴収**

これを前提に通達を見ると、処理計画の収集・運搬計画のイで「収集区域の範囲」を定めると書いてある。単に先ほどの7条第11項で「できる」と書いてあるからしなくとも良いという解釈は成り立たないのではないかと。

もう一点は、業者から投入料金を取ることで、業者が積んでいるし尿は発生させたものではない。住民のし尿であり、収集運搬していること自体が好ましくない

これは公平性が求められる。住民が排出するし尿の処理責任は行政であり、し尿汲み取りが必要な住民の利益のためだけに汲み取りを実施しているわけではないので、住民の方から投入料金を徴収するのは望ましくないと考える。

このことは環境省からのお答えをいただいている。この投入料金は名目にかかわらず、業者から一方的に徴収することがないように改めていただきたいと思う。

原価計算を行った上で適正料金を計上していても、投入料金により原価割れを起してしまう。それを防ぐには収集運搬業者の原価に投入料金が含まれていなければならぬが、これは本来あり方から外れるのではないかと。

これが自治体の固有事務であると定めた一般廃棄物の原則。資料には岐阜県の料金表を掲載しているが、先頭の高山市は18円当たり231円。最後まで見ても200円以下は1件もない。やはり適切な原価計算に基づいた料金に改めるべきと考える。

表3

(1)「一般廃棄物処理業に対する指導に伴う留意事項について」

平成2年2月1日環境整備課長通達

一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について、昭和五二年一月四日環整第九四号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（以下「部長通知」という。）により指示されたところであるが、なお、下記事項に留意のうえ、貴管下市町村を指導されたい。

記

(省略)

一般廃棄物処理実施計画に定めるべき事項について

- 1 一般廃棄物の排出の状況。
 

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する区域から排出される一般廃棄物の排出量を種類別に明らかにすること。
- 2 一般廃棄物の処理主体。
 

一般廃棄物の種類別、処理の区分別に処理主体（市町村（直営、委託）、法第七条に規定する業者及び排出者）を明らかにすること。
- 3 処理計画。
  - (1) 一般廃棄物処理実施計画。
    - ① ごみ処理実施計画。
 

ごみの種類別、処理主体別に定めること。

      - ア 排出抑制の方法及び量
      - イ 再資源化の方法及び量
      - ウ 関連施設の概要（施設名、所在地、型式、公称能力等）
    - ② 収集・運搬計画
      - ア 収集・運搬する廃棄物の量
      - イ 収集区域の範囲
      - ウ 収集回数
      - エ 収集の方法
      - オ 中継施設の概要（施設名、所在地、型式、公称能力等）
    - ③ 中間処理計画 ※省略
    - ④ 最終処分計画 ※省略
    - ⑤ その他 住民に対する広報・啓発活動
  - (2) 生活排水処理実施計画
 

生活排水の種類別、処理主体別に定めること。

    - ① 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）処理計画
      - ア 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等
      - イ コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等
      - ウ 下水道で処理する区域及び人口等
      - エ その他
    - ② し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。）の処理計画
 

(1)のごみ処理実施計画の①から④に準じること。
    - ③ その他 住民に対する広報・啓発活動

投入料金を取ることで、業者が積んでいるし尿は発生させたものではない。住民のし尿であり、収集運搬していること自体が好ましくない

これは公平性が求められる。住民が排出するし尿の処理責任は行政であり、し尿汲み取りが必要な住民の利益のためだけに汲み取りを実施しているわけではないので、住民の方から投入料金を徴収するのは望ましくないと考える。

このことは環境省からのお答えをいただいている。この投入料金は名目にかかわらず、業者から一方的に徴収することがないように改めていただきたいと思う。

原価計算を行った上で適正料金を計上していても、投入料金により原価割れを起してしまう。それを防ぐには収集運搬業者の原価に投入料金が含まれていなければならぬが、これは本来あり方から外れるのではないかと。

金沢から  
全国、海外に...

誠意と信頼の  
ネットワーク



■取扱商品

- エアープンプブローア
- 水中ポンプ・陸上ポンプ
- 給水ポンプ・薬注ポンプ
- 水質検査器・理化学機器
- ガス検知器・送排風機
- 配水管清掃機器・薬剤
- 各種産業用ベルト・ホース
- 浄化槽用消毒薬・維持管理剤
- 電動工具・制御機器・記録紙
- 浄化槽関連部品・FRP補修剤
- マンホール・その他

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

本社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地  
 TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348  
 FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718  
 E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp  
 http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101  
 TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7  
 TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計															
<b>SS-10Z</b> ¥250,000	<b>SS-10F</b> ¥220,000	<b>DO-10Z</b> ¥125,000	<b>KP-10Z</b> ¥95,000	<b>KP-10F</b> ¥90,000	<b>CL-10Z</b> ¥170,000															
 沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	 活性汚泥濃度測定	<b>NEW DOセンサー</b> <b>OXNIT : OX-V2</b>  測定範囲 DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温 : 0.0 ~ 50.0°C	 pH / ORP / 水温計	 pH / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号	 測定レンジ自動切替機能付 鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 測定方式 固体膜塩素イオン電極法 測定範囲 0.1 ~ 2000mg/L															
<table border="1"> <tr><th>測定範囲</th><th>SS-10Z</th><th>SS-10F</th></tr> <tr><td>MLSS : 0~20000mg/L (表示は30000mg/Lまで)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水深</td><td>0.00~5.00m</td><td>無し</td></tr> </table>	測定範囲	SS-10Z	SS-10F	MLSS : 0~20000mg/L (表示は30000mg/Lまで)			水深	0.00~5.00m	無し			<table border="1"> <tr><th>型式</th><th>KP-10Z</th><th>KP-10F</th></tr> <tr><td>測定範囲</td><td>0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP)</td><td>無し 0.0~50.0°C</td></tr> </table>	型式	KP-10Z	KP-10F	測定範囲	0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP)	無し 0.0~50.0°C		
測定範囲	SS-10Z	SS-10F																		
MLSS : 0~20000mg/L (表示は30000mg/Lまで)																				
水深	0.00~5.00m	無し																		
型式	KP-10Z	KP-10F																		
測定範囲	0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP)	無し 0.0~50.0°C																		
各種DPD 残留塩素 測定試薬取扱	DPD-GL-10:1滴で測定100回分で5mL DPD-F-1(粉末遊離残留塩素測定試薬) DPD-TL-1(粉末全残留塩素測定試薬)	<b>KRK 笠原理化工業株式会社</b>			本社:埼玉県久喜市吉羽1-10-10 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749 URL http://www.krkjpn.co.jp															

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー	比色試験器	ピストン式採水器									
<b>プローブ型透視度センサー : TP-10Z</b>	<b>アクアテスター、DPD試薬</b>	<b>ミズテッポ1号/2号</b>									
 従来の透視度測定は従来JIS法に基づく目視測定式透視度計が用いられています。問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。電子式透視度センサーは安定した測定を実現。	<b>1Z / 2Z シリーズ (9段階測定)</b> <b>7Z シリーズ (10段階測定)</b>  <b>DPD残留塩素測定試薬</b> 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインナップ  DPD-GL-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1 DPD液体試薬 遊離残留塩素試薬 全残留塩素試薬	 1回で500mL採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の採水OK! テーパー付採水ノズル									
<table border="1"> <tr><th>型式</th><th>プローブ型</th><th>一体型</th></tr> <tr><td>測定方法</td><td>採水/投込</td><td>採水</td></tr> <tr><td>測定範囲</td><td>2~200cm 0~2Abs</td><td>2~200cm</td></tr> </table>	型式	プローブ型	一体型	測定方法	採水/投込	採水	測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm		
型式	プローブ型	一体型									
測定方法	採水/投込	採水									
測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm									
濁度、PH/ORP計、DO計、塩素イオン計 レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計 COD計、各種試薬・標準液、ETC	<b>KRK 笠原理化工業株式会社</b>										
	本社:埼玉県久喜市吉羽1-10-10 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749 URL http://www.krkjpn.co.jp										



新発売

# 逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムインストール済!



自動逆洗式ブロワ  
LAG-80E

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へおたずねください。

逆洗・ばっ気の切り替えが可能  
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。

手動逆洗6・12・168(7日間)時間  
長時間設定可能。(通常10分)



簡単プログラム設定

長寿命 突然停止しない らくらくメンテナンス

修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に!

技術で、人を想う。

**日東工器株式会社**

メド一事業部 リニア販売部  
〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258

警報器が、  
光とブザーで異常を知らせます。



警報器付ブロワ  
LAA-80

リニア駆動フリーピストン方式

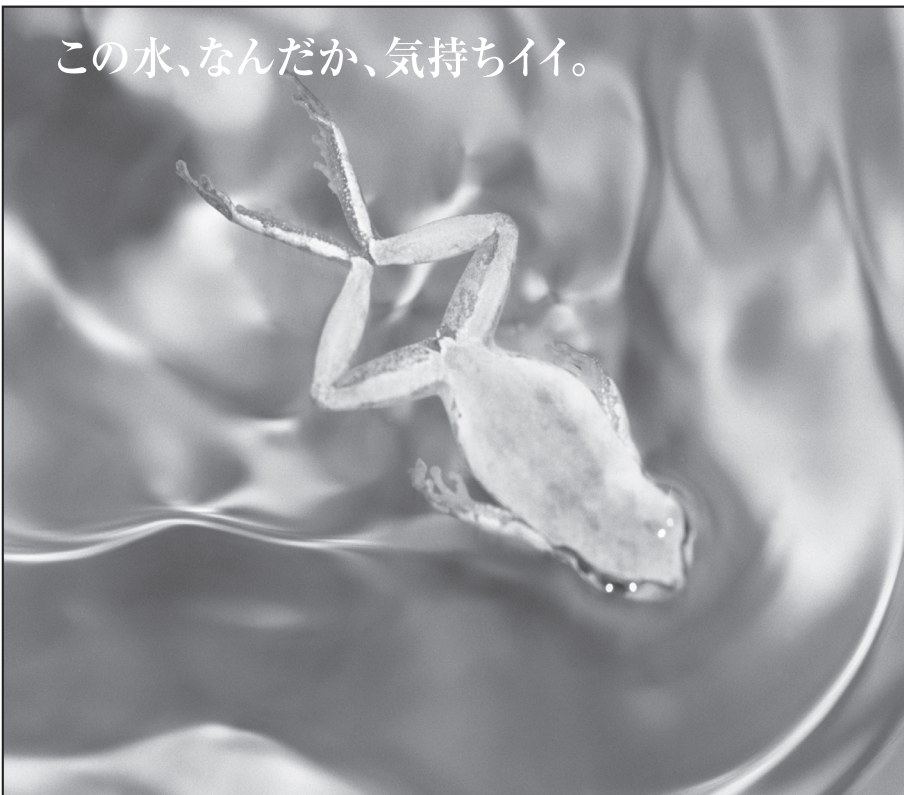
メド一ブロワ

ブロワ検索



www.nitto-kohki.co.jp

この水、なんだか、気持ちイイ。



## ハイライトグリーン

生活や産業で使った水を、きれいな水に再生して自然にかえす。

日産化学のハイライトグリーンは、優れた溶解性でより高い汚水処理効果を発揮する、  
合併・単独浄化槽のための殺菌・消毒剤です。

あらゆるニーズにお応えできるよう、形状・サイズも豊富にラインアップ。

錠剤に合わせて各種薬筒も取り揃えています。



お問い合わせ詳しい資料のご請求は...



**日産化学株式会社**

化学品事業部 ファインケミカル営業部

本社：東京都中央区日本橋二丁目5番1号 TEL:03(4463)8150  
大阪：TEL:06(6346)7130 福岡：TEL:092(432)3422

# TOHO ついに完成 魔法の潤滑油 衛生車の臭気問題を解決

衛生車の臭気0化  
作業環境の劇的な改善



脱臭剤不要

## デオマジック VC1 オイル

衛生車の消臭対策に抜群の効果を発揮する真空ポンプ用潤滑油です。今お使いの潤滑油と交換するだけで、脱臭ツールを使わなくても、永年の悩みであった不快臭が芳香に変わります。作業ストレス軽減や雇用の確保、また、作業中を気付かせない周辺配慮にも効果抜群です。

お問い合わせ先

東邦車輛株式会社 部品営業課  
〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号  
TEL:045-784-1195 FAX:045-784-1196  
Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



東邦車輛株式会社 特装自動車の製造販売

本社/東京事務所 TEL:045-575-9901 中部支店 TEL:052-218-5123  
北海道支店 TEL:011-633-7101 中部支店 金沢出張所 TEL:076-223-1191  
東北支店 TEL:022-782-5040 近畿支店 TEL:0798-52-2100  
仙台部品営業所 TEL:022-782-5065 東邦車輛サービス(株) TEL:072-433-2401  
北関東支店 TEL:0276-89-1551 中国営業所(広島) TEL:082-890-2882  
信越営業所(新潟) TEL:025-283-6571 四国営業所 TEL:089-965-4580  
関東支店 TEL:03-3843-3351 九州支店 TEL:092-441-1951  
茨城営業所 TEL:0298-22-5569 南九州営業所 TEL:099-252-2070  
神奈川営業所 TEL:045-580-1511 福岡部品営業所 TEL:092-441-0634